

公 益 委 員 案

富山県百貨店，総合スーパー最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
富山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （1）18歳未満又は65歳以上の者
 - （2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 915円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり